

不良債権の状況

■信用金庫法に基づくリスク管理債権

●リスク管理債権の推移

(単位:百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度
破綻先債権額	879	903
延滞債権額	3,643	3,266
3ヵ月以上延滞債権額	4	35
貸出条件緩和債権額	428	425
合 計 額	4,955	4,630

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
②「金利棚上げ」により未収利息を収益不計上とした貸出金
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

■リスク管理債権の保全状況

●破綻先債権・延滞債権の保全状況

(単位:百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度
破 綻 先 債 権 額 ①	879	903
延 滞 債 権 額 ②	3,643	3,266
合 計 ③=①+②	4,522	4,169
担 保 ・ 保 証 額 ④	3,724	3,345
回収に懸念がある債権額 ⑤=③-④	798	824
個 別 貸 倒 引 当 金 ⑥	486	519
同 引 当 率 ⑦=⑥÷⑤×100(%)	60.90%	62.98%

●3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権の保全状況

(単位:百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度
3ヵ月以上延滞債権額 ⑧	4	35
貸出条件緩和債権額 ⑨	428	425
合 計 ⑩=⑧+⑨	433	460
担 保 ・ 保 証 額 ⑪	154	183
回収に管理を要する債権額 ⑫=⑩-⑪	279	277
貸 倒 引 当 金 ⑬	45	8
同 引 当 率 ⑭=⑬÷⑫×100(%)	16.13%	2.88%

- (注) 1. 「担保・保証額⑪」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
2. 「個別貸倒引当金⑬」は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額①・延滞債権額②に対して個別に引当計上した額の合計額です。
3. 「貸倒引当金⑬」は、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヵ月以上延滞債権額⑧・貸出条件緩和債権額⑨に対して引当てた額を記載しております。

■金融再生法に基づく開示債権

●開示債権の推移

(単位:百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,451	3,139
危険債権	1,080	1,039
要管理債権	433	460
正常債権	86,656	88,696
合 計	91,620	93,336
不良債権比率	5.41%	4.97%

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権（以下、破産更生債権等という）をいいます。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 「要管理債権」とは、自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権等」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

●開示債権の保全状況

(単位:百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度
金融再生法上の不良債権①	4,964	4,639
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,451	3,139
危険債権	1,080	1,039
要管理債権	433	460
保全額②	4,415	4,064
担保・保証額③	3,883	3,530
貸倒引当金④	532	533
保全率②÷①×100(%)	88.94%	87.60%
担保・保証等控除後債権に対する引当率④÷(①-③)×100(%)	49.21%	48.06%

その他の指標

■会員・出資金

(単位:千円、口数)

区 分	平成25年度	平成26年度
個 人	1,034,972	1,037,776
法 人	441,047	437,477
合 計	1,476,020	1,475,254
総 口 数	2,952,040	2,950,508
配 当 率	3%	3%
出資に対する配当金	43,945	44,158